

掲示事項（介護予防）訪問リハビリテーション

運営規程の概要

フリガナ	ニイガタイリョウセイカツキョウドウクミアイ キドビョウイン							サービスの種類	(介護予防)訪問リハビリテーション		
事業所名	新潟医療生活協同組合 木戸病院							事業所番号	1510125642		
所在地	〒950-0891 新潟市東区竹尾4丁目13番3号							フリガナ	サトウ シュウイチ		
								管理者	佐藤 秀一		
連絡先	電話番号	025-273-2151					FAX番号	025-250-6867			
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)	
	休	○	○	○	○	○	休	休			
営業時間	平日	9:00~17:00					備考				
	土曜日	-									
	日曜・祝日	-									
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)						
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)						
その他の費用											
通常の事業の実施地域	新潟市東区全域、新潟市中央区および北区の一部										
	備考										

従業員の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
理学療法士	2人	0人
作業療法士	1人	0人
言語聴覚士	0人	0人

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

利用料その他の費用の額

地域区分 7級地

単価 10.17 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割負担となります。

《訪問リハビリテーション》

取扱要件	単位	基本利用料 (1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
訪問リハビリテーション費	(308)	3,132 円	314 円	3,132 円

《介護予防訪問リハビリテーション》

取扱要件	単位	基本利用料 (1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
介護予防訪問リハビリテーション費	(298)	3,030 円	303 円	3,030 円

《訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション共通》

・加算及び減算

加算・減算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※	(6)	61 円	7 円	61 円
リハビリテーションマネジメント加算 (1月につき)	イ (180)	1,830 円	183 円	1,830 円
	ロ (213)	2,166 円	217 円	2,166 円
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	(200)	2,034 円	204 円	2,034 円
退院時共同指導加算 (退院後1回のみ)	(600)	6,102 円	611 円	6,102 円

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

《介護予防訪問リハビリテーションのみ》

・加算及び減算

加算・減算	単位	利用料 (1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
予防訪問リハ12月超減算 (1回につき)	-(30)	-305 円	-31 円	-305 円

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

○ 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり